

ID: 230

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	使用の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条第1項(第18条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和51年規則第36号		
【根拠条文】 (使用の変更等) 第8条 使用者が、やむを得ず会館の使用許可事項を変更するときは、使用しようとする日の2週間前までに使用変更願に許可書等を添えて市長の許可を受けなければならない。 2 使用許可の変更は1回限りとし、使用許可変更承認書を交付して行う。この場合において、施設使用料に差額がある場合は、その差額を直ちに納入しなければならない。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第18条 条例第16条第1項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合の第5条第1項、第7条第1項、同条第2項、第8条第1項、第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日